

	意見（要旨）	市の見解
1	<p><b>対象</b> 条例に基づき開催する説明会</p> <p>説明会で出された質疑について即日での回答が困難な場合や、地域住民が開発事業の実施に反対する場合等で、市民等が複数回の説明会開催を要求する場合があるが、この場合の回答方法については、再度の説明会開催ではなく、区内回覧（若しくは区長に対して口頭での説明）によることを原則としてもらいたい。</p> <p>特に、地域住民が事業実施に反対する場合については、開発事業者の説明が聞き入れられることはほとんどなく、話し合いが平行線で終わるケースが多く、事業者にとって過大な負担であると感じる。</p> <p><b>意見</b></p>	<p>条例で規定する説明会は、市民及び市内団体から選出された方を中心に組織した「安曇野市都市計画に関する土地利用市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）」から提示された「安曇野市の統一した土地利用管理に向けての提言（平成20年3月）」に言及されている「住民参加のルール：規模の大きな施設等、一定の条件以上の施設の可否について住民の同意や判断を求めたり、地域の実情に合わせて自主的に考えるまちづくりを後押しするしくみ」を具現化した重要なプロセスと考えています。</p> <p>このため、条例では土地利用基本計画に整合する開発事業であっても、一定規模を超えたものにあつては「説明会を開催し、当該開発事業に係る正確な情報を提供し、市民等の意見及び要望を聴かなければならない。（第20条第1項）」とするとともに、土地利用基本計画に整合しない開発事業（特定開発事業）にあつては、一部例外を除き「説明会を開催し、当該特定開発事業に係る正確な情報を提供し、市民等の意見及び要望を聴かなければならない。（第41条第1項）」として、住民参加の一環として、開発事業者による説明会の開催を義務付けています。また、現在、条例施行規則の改正も検討を進めているところ、改正後の規則では、これまでガイドラインで規定していた事前周知の方法や範囲等を規定するとともに、説明会における説明の留意事項として、事業計画の概要を記した文書や図面等を配布することや、質疑応答の時間を設けるとともに、市民からの質問等には誠実に対応すること等を規定する予定です。</p> <p>以上のことからご意見にある、<u>市民等が複数回の説明会開催を要望している場合は、その理由によっては、再度の説明会を開催した方が望ましい場合もあると考えられることから、ご要望いただいた「再度の説明会開催ではなく、区内回覧（若しくは区長に対して口頭での説明）によることを原則」とすることについては、対応致しかねます。</u></p> <p>なお、開発事業により生じる市民等と開発事業者間の問題は、個人と個人（事業主）の間における民事上の諸問題であり、当事者間の自主的な話し合いにより解決することが基本となります。このため、市民等、開発事業者とも、相互の立場を尊重し、円満に解決することが原則となり、市民等にあつては、例えば、説明を最後まで聞く、配布資料を確認する、要望事項を整理するといった事項が、開発事業者にあつては、周囲へ配慮した計画とする、丁寧でわかりやすい説明をする、責任ある者が適切な対応をする、といった事項が求められるものと考えています。</p> <p>ただ、<u>開発事業によっては、市民等と開発事業者との間で開発計画に対する双方の主張が大きく隔たり、何度話し合いの場をもつても、内容が平行線を辿り、まとまらないケースも存在します。このような場合にあっては、中立的な第三者が間に入るための仕組みとして、意見書制度（条例第21条、第42条、第45条関係）や公聴会制度（条例第44条関係）を活用いただくことが考えられます。</u></p> <p>なお、土地利用基本計画に整合しない開発事業（特定開発事業）にあつては、条例第47条第1項に基づき別に定める「特定開発事業の認定に関する指針」において「周辺住民の理解が得られていること」が要件として定められている点にご留意願います。</p>